

まつこう 便り



2006年12月発行

松阪市久保町1927-2

FAX (0598)29-1353

TEL (0598)29-1311



MATSUSAKA KOUSEI HOSPITAL

松阪厚生病院

院長挨拶

この度、「まつこう便り」を発行するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本年は、医療制度改革関連法案の可決成立や診療報酬のマイナスイラスト改定、障害者自立支援法の一部施行があり、医療を取り巻く環境も大きな影響を受けています。一方で、高齢化や社会的要因により疾病構造も変化しています。

このような医療環境下において、当院ではチーム医療を推進し、患者様個々の医療ニーズに対応しております。さらに、病院機能の向上に病院一丸となって取り組み、病院機能評価機構認定とSQOQ1取得を目指しております。

当院は今年2月に新棟を開設し、新しいスタートを切りました。今後、定期的に「まつこう便り」を発行し、新たなサービス、取り組みをお知らせいたします。皆様にご愛読いただけることを心から願っております。

絶えず変化する社会に伴い、医療・保健・福祉は多様化しています。様々なご要望に対応し、地域医療に貢献できるよう職員一同一層の努力をしていく所存でございます。今後共ご支援、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

松阪厚生病院 院長 齋藤純一

◆ 病院理念・方針 ◆

人としての尊厳を最重点に置き、また、精神と身体を両輪と考え、常に敬愛の心を持って患者様に接してまいります。

最新、最良の、そして時代の求める医療、保健、福祉を提供する為に日々研鑽努力していきます。

さらに、安全で心豊かに気持ちの通い合う環境作りに進進致します。地域の人々や社会、諸機関との連携も密にして、地域医療への貢献を目指します。

◆ 患者様の権利 ◆

- 1 患者様は、その意思及び人権が尊重される権利を持っている。
- 2 患者様は、公正で適切な医療サービスを受ける権利を持っている。
- 3 患者様は、医療上の情報、説明を受ける権利を持っている。
- 4 患者様は、医療方法等を選択する権利を持っている。
- 5 患者様は、すべての医療上の秘密及び個人的秘密が守られる権利を持っている。
- 6 患者様は、人としての終末期ケアを受ける権利を持っている。